

会 議 の 要 旨 ( 議 事 録 )

会議の名称	令和元年度 第1回 鳥栖市空家等対策協議会		
開催日時	令和元年7月16日(火) 10:00～11:00		
開催場所	鳥栖市役所 2階 第1会議室		
出席者数	13人	傍聴人数	1人
議 題	(1) 空家等対策計画に基づく取り組みについて ～ 適正管理・除却・活用等 ～ (2) 特定空家等の認定・措置内容及び課題への対応について (3) 特定空家等への相続財産管理人制度の活用について		
配布資料	・資料1 空き家等対策計画に基づく取り組みについて		
所 管 課	(課 名) 建設部 建設課 (電話番号) 0942-85-3600		

## 令和元年度 第1回 鳥栖市空家等対策協議会

日 時 : 令和元年7月16日(火) 10時00分 ~ 11時00分

場 所 : 鳥栖市役所2階第1会議室

### 1 開 会

### 2 議 事

以下の議題について、資料に基づき事務局より説明

- (1) 空家等対策計画に基づく取り組みについて  
～ 適正管理・除却・活用等 ～
- (2) 特定空家等の認定・措置内容及び課題への対応について
- (3) 特定空家等への相続財産管理人制度の活用について

### < 質疑応答 >

質疑・応答者	内 容
会 長	議題1についてご説明をしました。ご質問・意見などありましたらお願いします。
委 員	3の(2)③の「空き家・空き地バンク」について、34件の登録希望者のうち4件が申し込みをしたということですが、登録希望物件が登録に至らないということは、登録要件などがあり、これを満たしていないということでしょうか。
事務局	登録要件は特にはございません。 登録に至っていないものは、書類提出等をためらう、登録の希望はするが売却等の意思が本気ではないということが考えられます。
委 員	1の(2)「空き家の実態調査 結果表」の新規空き家が71戸となっていますが、市内で1年間で新たに発生した空き家が71戸と理解してよろしいのでしょうか、
事務局	平成30年4月から平成31年3月までの間に上下水道が閉栓された建物を対象に調査を行い、空き家であろうと判断したものが71戸となります。実際は上下水道が閉栓されていない空き家もございますので、市内には、この戸数より多くの空き家が存在していると考えております。

質疑・応答者	内 容
委 員	3の(2)①の農地付き空き家について、取得の下限面積を1㎡まで緩和したということですが、1aではなく1㎡で間違いはないのでしょうか。
事務局	1㎡で間違いございません。取得の下限面積が1㎡ですので、面積の要件はないと考えられて結構です。
会 長	通常、農地付き空き家はある一定面積の耕作をしている耕作者しか購入ができないが、基本的に耕作をされていない方でも条件を満たした農地付き空き家の購入ができるようにしたということになります。
委 員	農地付き空き家とは、どのようなものをいうのでしょうか。空き家と農地はどの程度の距離・範囲にあるのでしょうか。
事務局	農地付き空き家とは、空き家の所有者等と農地の所有者等が同一で建物と農地が付随したものをいいます。また、空き家と農地が離れた位置に在る場合は、農業委員会が判断し耕作ができると認められる範囲にあるものをいいます。
委 員	距離が近い・遠いで判断をするということであれば、購入希望者が行くことができると主張した場合、認められることとなるのでしょうか。
事務局	距離が近い・遠いだけでなく、農地購入者が実際耕作をすることができるのかどうかを、農地面積、農業の経験、機械の保有状況等から農業委員会が判断することとなります。イメージとして、家庭菜園をする程度の農地の購入と理解していただければと思います。
委 員	農地購入者が耕作できるかどうかを、農業委員会が様々な観点から判断すると考えてよろしいのですね。
委 員	はい、そうなります。
会 長	その他意見等はありませんか。以上で議題1を終わります。 <b>－ これ以降 非公開 －</b>